

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

貯蔵施設等の設置の許可

根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第36条 次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定の供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第16条第1項の経済産業省令で定める両以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設（以下この章において「貯蔵施設」という。）を設置しようとする者
- 二 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者

(許可の基準)

第37条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があった場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

同法施行規則第51条～第54条、法第87条の第3項、第4項（省略）

審査基準

同法施行規則第53条第2項ヨの「圧力計の設置」については、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術等の細目を定める告示第2条の基準に適合していること。

同法施行規則第53条、第54条の「保安距離」については、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53・54条関係1.による。

同法施行規則第53条の「火気を取り扱う施設」については、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係2.による。

同法施行規則第53条第2号チ中「外部から」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係8.による。

同法施行規則第53条第2号タ中「安全な位置」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係9.による。

同法施行規則第53条第2号キ中「支持構造物」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係11.による

(当該例示基準・告示及び通達は、消防チームで閲覧できます。)

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
14日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	14日	